

長崎県後期高齢者医療広域連合実費弁償に関する条例

平成 19 年 2 月 2 日 条例第 8 号

平成 25 年 2 月 18 日 条例第 4 号

最終改正 平成 28 年 2 月 17 日 条例第 3 号

(実費弁償を支給する者)

第 1 条 次に掲げる者に対しては、実費を弁償する。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 74 条の 3 第 3 項の規定により選挙管理委員会の求めにより出頭した者
- (2) 法第 100 条第 1 項後段の規定により議会の求めにより出頭した者
- (3) 法第 115 条の 2 第 2 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により参考人として出頭した者
- (4) 法第 199 条第 8 項の規定により監査委員の求めにより出頭した者
- (5) 法第 115 条の 2 第 1 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (6) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 34 条（同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員又は審査庁の求めにより出頭した者
- (7) 行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定により長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の求めにより出頭した者

(8) 条例又は規則の定めるところにより出頭した者

- 2 前項に定めるもののほか、広域連合の機関の依頼により、公務の遂行を補助するために旅行した者に対し、実費を弁償する。  
(実費弁償)

第2条 実費弁償は、出頭し、又は参加したときに支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、実費弁償の額及び支給方法については、広域連合の一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。